

平成29年10月16日

役員における健康保険の被保険者の資格について（お知らせ）

役員は、一般社員とは異なり、労働日数や労働時間の管理には馴染みません。また、役員については、最低賃金法の適用を受けないため、低い報酬により加入するケースが見受けられます。

このことから、役員における健康保険の被保険者の資格の適正化を図るために、今後、当健康保険組合は、下記の通知及び判断材料に基づいて、被保険者資格の確認を行うこととしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 現在、昭和24年7月28日保発第74号、厚生省保険局長から健康保険組合理事長あて通知「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」に基づいて対応しているところです。

法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について（通知）

法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であつて、多面その法人の業務の一部を担任している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱って来たのであるが、今後これら法人の代表者または業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、被保険者の資格を取得させるように致されたい。

- 2 上記の通知の運用に当たっては、それぞれの事案ごとに実態を踏まえて判断されるべきものですが、平成26年1月8日付けをもって、日本年金機構は、「業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつその報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払を受けるものであるかを基準として判断されたい。」として、次のとおり判断材料を示されました。

判断材料

- (1) 当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうか。
- (2) 当該法人における職以外に多くの職を兼ねていないかどうか。
- (3) 当該法人の役員会等に出席しているかどうか。
- (4) 当該法人の役員への連絡調整又は職員に対する指揮監督に従事しているかどうか。
- (5) 当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっていないかどうか。
- (6) 当該法人等より支払いを受ける報酬が、社会通念上労務の内容に相応したものであつて実費弁償程度の水準にとどまっていないかどうか。